

(参考資料)

不動産取引時におけるハザードマップに関する情報提供依頼に係るQ・A

問1 今般の協力依頼の目的は何か。

(答)

- ・住民が災害の恐れが高まった場合に自らの判断で適切に避難できるよう、水害リスクの周知を図っていくことが求められていることから、不動産取引時に、取引の相手方が取引の対象となる宅地又は建物（以下「物件」という。）の水害リスクについて把握できるよう、協力をお願いするものです。

問2 ハザードマップには、震度、洪水、火山等様々なものがあるが、どのハザードマップを説明すればよいのか。

(答)

- ・今般、協力をお願いする対象は、水害（洪水、内水、高潮）のハザードマップになります。

問3 水害ハザードマップに関して、何を説明したらよいのか。

(答)

- ・取引の対象となる物件が存する市町村の水害ハザードマップを提示し、当該物件の位置を示してください。
- ・また、当該ハザードマップに対象となる物件周辺において想定される浸水深や避難場所の位置が記載されている場合には、あわせてお知らせいただくことが望ましいと考えております。
- ・なお、取引の相手方からハザードマップの詳細について問われた場合には、当該物件が存する市町村に問い合わせるようご案内ください。

問4 洪水・内水・高潮といった水害の種別ごとに説明しなければならないのか。また、河川ごとにハザードマップが作成されている場合は、それぞれ説明しなければならないのか。

(答)

- ・水害の種別や各河川・沿岸において想定される浸水深等をまとめたハザードマップが作成されている場合は、それを用いて対象となる物件の位置を示してください。
- ・そうしたハザードマップが作成されていない場合は、水害の種別や河川や沿岸ごとにハザードマップを提示し、対象となる物件の位置を示すようお願いいたします。

(参考資料)

問5 ハザードマップ上で物件の位置が特定できない場合はどうしたらよいか。

(答)

- ・道路や河川、鉄道等の公共公益施設の位置を目安に、物件のおおよその位置を示し、取引の相手方が物件周辺地域の水害リスクを把握できるようにしてください。

問6 ハザードマップはどこで入手できるのか。

(答)

- ・各市町村のホームページにおいて公表、又は各市町村の窓口において配布されております。
- ・なお、ハザードマップの有無や最新の状況を確認する場合には、各市町村にお問い合わせください。

以上